

○那須町太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

(平成23年4月1日告示第49号)

改正 平成24年8月1日告示第91号

(趣旨)

第1条 この告示は、太陽光発電システム設置費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、那須町補助金等の交付に関する規則(平成21年規則第8号)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この要綱は、地球温暖化対策の一環として、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、その設置費の一部を補助することにより、環境負荷の少ない自然エネルギーの普及促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 太陽光発電システム

ア 住宅等に設置する太陽光エネルギーを電気に変換するシステムであるもの。

イ 低圧配電線と逆潮流方式で連系し、かつ、太陽電池の最大出力の合計値が10Kw未満の太陽光発電システムであるもの。

ウ 未使用品であること。

(2) 住宅 自ら居住する又は居住しようとする町内の専用住宅及び併用住宅(ただし、延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。)をいう。

(補助対象者等)

第4条 補助金は、住宅に太陽光発電システム(以下「発電システム」という。)を設置する者又は町内の発電システム付き住宅を個人自らが購入する者で、かつ、電力会社と発電システムに係る電力受給契約を締結し申請年度中に電力受給を開始した同一個人であり、次の各号に定める要件をすべて満たした者に予算の範囲内で交付する。

(1) 第9条の規定による実績報告時に、当該補助を受ける発電システムによる電気の供給を受ける住宅に住居基本台帳法(昭和42年法律第81号)により記録されている者

(2) 世帯全員が、現住所等において当該年度及び前年度に課税された税等(住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(料)、後期高齢者医療保険料及び介護保険料)に滞納がないこと。

2 補助は、1住宅につき1回とし、かつ、1申請者当たり1回限りとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、発電システムの太陽電池の最大出力(Kw表示とし、小数点以下第3位を四捨五入する。)に1Kw当たり30,000円を乗じて得た額とし、限度額は100,000円とする。ただし、算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、発電システムに係る設置工事に着手する前又は発電システム付き住宅の引渡し前に、あら

かじめ那須町太陽光発電システム設置費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 発電システム設置に係る見積書の写し又は発電システム付き住宅の購入が確認できる書類等の写し
- (2) 発電システム工事施工前の現況写真
- (3) 発電システム設置予定箇所の位置図
- (4) 同意書（様式第2号）
- (5) 誓約書（様式第3号）
- (6) 承諾書（当該建物の所有権を有しない者が申請する場合）（様式第4号）
- (7) 委任状及び印鑑証明書（第三者が代理申請を行う場合）
- (8) その他町長が必要と認める書類
（変更等の承認）

第7条 申請者は、申請書の内容を変更するとき、又は発電システムの設置を中止するときは、変更等承認申請書（様式第5号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（交付の決定等）

第8条 町長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係わる書類を審査し、内容が適正であると認めたときは、那須町太陽光発電システム設置費補助金交付決定通知書（様式第6号）により、補助金を交付しないことを決定したときは、那須町太陽光発電システム設置費補助金不交付決定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、発電システムの工事が完了した日から30日以内又は当該年度の2月末日までのいずれか早いほうの日までに実績報告書（様式第8号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 発電システム設置に係る領収書の写し
- (2) 発電システム設置に係る経費の内訳書の写し
- (3) 電力事業者との電力受給契約書の写し
- (4) 発電システムの設置状況が確認できる現況写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかに、その内容の審査及び現地調査をし、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するときは、補助金の額を確定し、那須町太陽光発電システム設置費補助金確定通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の取消し）

第11条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) この告示に違反する事実があったとき。

（補助金の返還）

第12条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金の返還を命じることができる。

(定期報告)

第13条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金にかかる発電システムの設置工事が完了した翌月から2年間、町長に那須町太陽光発電システム設置費補助金に係る定期報告書(様式第10号)を提出しなければならない。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成24年8月1日告示第91号)

この告示は、平成24年7月9日から適用する。

様式第1号(第6条関係)

那須町太陽光発電システム設置費補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第6条関係)

同意書

[別紙参照]

様式第3号(第6条関係)

誓約書

[別紙参照]

様式第4号(第6条関係)

承諾書

[別紙参照]

様式第5号(第7条関係)

変更等承認申請書

[別紙参照]

様式第6号(第8条関係)

那須町太陽光発電システム設置費補助金交付決定通知書

[別紙参照]

様式第7号(第8条関係)

那須町太陽光発電システム設置費補助金不交付決定通知書

[別紙参照]

様式第8号(第9条関係)

実績報告書

[別紙参照]

様式第9号(第10条関係)

那須町太陽光発電システム設置費補助金確定通知書

[別紙参照]

様式第10号(第13条関係)
定期報告書
[別紙参照]